

## 露店等の開設に伴う条例改正について

～祭礼, 縁日, 花火大会, 展示会その他の多数の者の集合する場所で火気を取り扱う催し～

あなたが行う催し(イベント)に参加する人達は、  
個人的な関係(顔の見える関係)の範囲内に  
留まりますか？

(仲間内や町内会, 青年会等でバーベキュー, 参加者の大多数が,  
「顔の見える関係」の保護者会やPTA 行事等が該当します。)

いいえ

はい

届出の必要はありませんが、  
できるだけ消火器を設置しましょう！

その催しに出店する露店等に火気の使用はありますか？

(火気=発電機, ガスコンロ等の液体や気体燃料を使ったもの, 電気熱源, 裸火)

はい

いいえ

届出の必要はありませんが、  
できるだけ消火器を設置しましょう！

出店する露店等の総数は100店舗を超えますか？

いいえ

はい

その催しは、「指定催し」に該当します。

- 1 火気を使用する露店ごとに消火器を準備してください。
- 2 防火担当者を定めてください。
- 3 火災予防上必要な業務に関する計画を催し開催の14日  
前までに提出してください。

その催しは、「指定催し以外」の催しです。

- 1 火気を使用する露店ごとに消火器を準備してください。(共同使用可)
- 2 露店等開設届出書を提出してください。

## よくある質問 Q&A

Q1 保育園でバザーを開催し火気を使用しますが、消火器が必要ですか？

A1 そのバザーを催すにあたり、広告等で保護者以外の不特定の方を集客すれば、消火器の準備と露店等開設届出の提出が必要です。非該当でも火気を使用すれば消火器を準備しましょう。

Q2 準備する消火器の規格「業務用」と「住宅用」とはどのような消火器ですか？

A2 消火器は業務用と住宅用に区別されます。業務用は国家検定品であり、消火性能及び使用範囲に優れています。現在市販の消火器には、「業務用」の表示が付してあります。

Q3 もっと詳しく知りたいのですが？

A3 最寄りの消防署、分署、出張所にお電話ください。